

市区町村別集計項目（推進体制等）

福島県	
市区町村数	59

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						15	20	16				58				
7	201	福島市	男女共同参画センター	1	1	1	1	福島市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2002年12月27日		福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
7	202	会津若松市	企画調整課協働・男女参画室	1	1	1	1	会津若松市男女共同参画推進条例	2003年12月19日	2004年4月1日		第6次会津若松市男女共同参画推進プラン	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
7	203	郡山市	男女共同参画課	1	1	1	1	郡山市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		第三次こおりやま男女共同参画プラン	2018年4月 ～ 2026年3月	1	1	
7	204	いわき市	男女共同・多文化共生センター	1	2	1	1	いわき市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年4月1日		第四次いわき市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
7	205	白河市	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課	2	2	1	1				4	第3次白河市男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
7	207	須賀川市	市民協働推進課	1	2	2	1	須賀川市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2003年1月1日		すかがわ男女共同参画プラン21第3次計画〔改定〕	2014年4月 ～ 2025年3月	1	1	
7	208	喜多方市	企画政策部企画調整課	1	2	1	1	喜多方市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年1月4日		第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
7	209	相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				2	そうま男女共生プラン21	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
7	210	二本松市	秘書政策課	1	2	2	1	二本松市男女共同参画推進条例	2005年12月1日	2005年12月1日		二本松市男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
7	211	田村市	社会福祉課	1	2	1	1	田村市男女共同参画推進条例	2020年3月26日	2020年4月1日		田村市ジェンダー平等プラン	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
7	212	南相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				4	第4次南相馬市男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
7	233	伊達市	未来政策部協働まちづくり課	1	2	1	1	伊達市男女共同参画推進条例	2016年3月17日	2016年3月17日		第3次伊達市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
7	214	本宮市	生活環境課	1	2	1	2	本宮市男女共同参画推進条例	2007年1月1日	2007年1月1日		本宮市第2次男女共同参画基本計画	2019年4月 ～ 2025年3月	1	1	
7	301	桑折町	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次こおり男女共同参画プラン	2023年4月 ～ 2032年3月	1	1	
7	303	国見町	住民防災課	1	2	2	2				4	国見町男女共同参画計画	2021年3月 ～ 2031年3月	2	1	
7	308	川俣町	政策推進課	1	2	1	1	川俣町男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次川俣町男女共同参画推進計画	2022年4月 ～ 2030年3月	2	1	
7	322	大玉村	健康福祉課	1	2	2	1	大玉村男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年4月1日		第2期大玉村男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	1	
7	342	鏡石町	税務町民課	1	1	2	2				4	鏡石町男女共同参画プラン	2020年10月 ～ 2025年3月	1	1	
7	344	天栄村	総務課	1	2	2	2				4	天栄村男女共同参画計画	2019年3月 ～ 2027年3月	2	1	
7	362	下郷町	教育委員会事務局	2	2	2	1				4	下郷町第2次男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
7	364	檜枝岐村	住民課	1	2	2	2				4	第四次檜枝岐村振興計画	2015年4月 ～ 2025年3月	1	2	
7	367	只見町	総務企画課	1	2	2	2				4	只見町男女共生参画計画	2018年3月 ～ 2025年3月	2	1	
7	368	南会津町	生涯学習課	2	2	2	2				4	からふるプラン(南会津町男女共同参画計画)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
7	402	北塩原村	保健福祉課	1	2	2	2				4	第1次北塩原村男女共同参画プラン	2019年4月 ～ 2027年3月	1	1	
7	405	西会津町	福祉介護課	1	2	2	2				4	西会津町男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2026年3月	2	1	
7	407	磐梯町	町民課	1	2	2	2				4	磐梯町男女共同参画計画	2020年10月 ～ 2028年3月	2	1	
7	408	猪苗代町	保健福祉課	1	2	2	2				4	猪苗代町男女共同参画計画	2021.4 ～ 2027.3	1	1	
7	421	会津坂下町	総務課 行政管理班	1	2	2	2				4	あいづばんげ男女共同参画プラン ～あいづばんげなのはなプラン～	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
7	422	湯川村	住民課	1	2	2	2				4	湯川村男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2028年3月	2	1	
7	423	柳津町	教育課生涯学習係	2		2	2				4	柳津町男女共同参画計画	2023年4月1 ～ 2026年3月31日	1	1	
7	444	三島町	総務課	1	2	2	2				4	三島町男女共同参画計画	2020年10月 ～ 2030年3月	2	1	
7	361	金山町	金山町教育委員会	2	2	2	2				4	金山町男女共同参画社会基本計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	1	
7	446	昭和村	保健福祉課 福祉係	1	2	2	2				4	昭和村男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2025年3月	2	1	
7	447	会津美里町	政策財政課	1	2	2	1	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	2005年10月1日	2005年10月1日		会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
7	461	西郷村	生涯学習課	2	2	2	2				4	西郷村男女共同参画計画	2020年2月 ～ 2029年3月	2	1	
7	464	泉崎村	総務課	1	2	2	2				4	泉崎村男女共同参画基本計画	2018年5月1日 ～ 2028年3月31日	2	1	
7	465	中島村	生涯学習課	2	2	2	2				4	中島村男女共同参画計画	2020年3月 ～ 2028年3月	2	1	
7	466	矢吹町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	矢吹町男女共同参画プラン	2022年4月 ～ 2031年3月	2	1	
7	481	棚倉町	生涯学習課	2	2	2	2				4	棚倉町男女共同参画計画	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
7	482	矢祭町	教育課	2	2	2	2				4	矢祭町男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2030年3月	2	1	
7	483	塙町	健康福祉課	1	2	2	2				4	塙町男女共同参画計画	2018年12月3日 ～ 2027年3月31日	2	1	
7	484	鮫川村	住民福祉課	1	1	2	2				4	第1次男女共同参画計画	2016年11月 ～ 2026年3月	2	1	
7	501	石川町	生涯学習課	2	2	2	1	石川町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		いしかわ男女共同参画プラン	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
7	502	玉川村	企画政策課	1	2	2	2				2	第1次玉川村男女共同参画計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	1	
7	503	平田村	総務課	1	2	2	2				4	平田村男女共同参画計画	2020年3月 ～ 2025年3月	1	1	
7	504	浅川町	保健福祉課	1	2	2	2				4	浅川町 男女共同参画計画	2020年3月 ～ 2030年3月	1	1	
7	505	古殿町	健康福祉課	1	2	2	2				4	古殿町男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2025年3月	1	1	
7	521	三春町	教育委員会生涯学習課	2	2	2	2				4	三春町男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
7	522	小野町	町民生活課	1		2	2				4	小野町男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
7	541	広野町	総務課	1	2	2	2				4	第3次広野町男女共同参画プラン	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
7	542	檜葉町	総務課	1	2	1	1	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	2004年12月17日	2005年4月1日		男女共同参画基本計画書	2023年4月 ～ 2026年3月	1	1	
7	543	富岡町	生涯学習課	2	2	2	2	富岡町男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	2007年6月 ～ 2025年3月	2	1	
7	544	川内村	教育課	2	2	2	2				4	川内村男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2033年3月	1	1	
7	545	大熊町	生涯学習課	2	2	2	2				4	おおくま男女共同参画プラン	2007年9月 ～ 2025年9月	2	2	
7	546	双葉町	住民生活課	1	2	2	2				4					2
7	547	浪江町	教育委員会生涯学習課	2	2	2	2				4	男女共同参画プランなみえ	2007年4月 ～ 2025年3月	2	1	
7	548	葛尾村	住民生活課	1	2	2	2				4	第2次葛尾村男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
7	561	新地町	教育総務課	2	2	1	1				4	第2次新地町男女共同参画プラン	2017年3月 ～ 2026年3月	1	1	
7	564	飯舘村	生涯学習課	2	2	2	2				4	飯舘村男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	2	1	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			3							1	2	2	1	0	2	1	0	
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	ウイズ・もとまち	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528			○	○				○		
7	202	会津若松市																
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	さんかくプラザ	963-8876	福島県郡山市麓山二丁目9-1	024-924-0900	024-924-0904	http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku/	○			○			○		
7	204	いわき市	いわき市男女共同・多文化共生センター		970-8026	福島県いわき市平字堂根町1番地の4 いわき市文化センター1階	0246-41-9201	0246-41-9202	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1509005225824/index.html		○	○				○		
7	205	白河市																
7	207	須賀川市																
7	208	喜多方市																
7	209	相馬市																
7	210	二本松市																
7	211	田村市																
7	212	南相馬市																
7	233	伊達市																
7	214	本宮市																
7	301	桑折町																
7	303	国見町																
7	308	川俣町																
7	322	大玉村																
7	342	鏡石町																
7	344	天栄村																
7	362	下郷町																
7	364	檜枝岐村																
7	367	只見町																
7	368	南会津町																
7	402	北塩原村																
7	405	西会津町																
7	407	磐梯町																
7	408	猪苗代町																
7	421	会津坂下町																
7	422	湯川村																
7	423	柳津町																
7	444	三島町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
													名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
7	361	金山町																
7	446	昭和村																
7	447	会津美里町																
7	461	西郷村																
7	464	泉崎村																
7	465	中島村																
7	466	矢吹町																
7	481	棚倉町																
7	482	矢祭町																
7	483	塙町																
7	484	鮫川村																
7	501	石川町																
7	502	玉川村																
7	503	平田村																
7	504	浅川町																
7	505	古殿町																
7	521	三春町																
7	522	小野町																
7	541	広野町																
7	542	檜葉町																
7	543	富岡町																
7	544	川内村																
7	545	大熊町																
7	546	双葉町																
7	547	浪江町																
7	548	葛尾村																
7	561	新地町																
7	564	飯舘村																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職 員 数 (人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 の 定 め が な い 職 員	非 常 勤 （ 雇 用 ） 期 間 の 定 め が あ る 職 員		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供 収 集	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			3					3	3	1	3	1	3	2	0	0	
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	2003年7月1日	4	4	27,534	○	○		○		○				
7	202	会津若松市															
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	2002年4月1日	2	3	52,053	○	○	○	○	○	○	○			
7	204	いわき市	いわき市男女共同・多文化共生センター	2023年4月1日	6	0	4,609	○	○		○		○	○			
7	205	白河市															
7	207	須賀川市															
7	208	喜多方市															
7	209	相馬市															
7	210	二本松市															
7	211	田村市															
7	212	南相馬市															
7	233	伊達市															
7	214	本宮市															
7	301	桑折町															
7	303	国見町															
7	308	川俣町															
7	322	大玉村															
7	342	鏡石町															
7	344	天栄村															
7	362	下郷町															
7	364	檜枝岐村															
7	367	只見町															
7	368	南会津町															
7	402	北塩原村															
7	405	西会津町															
7	407	磐梯町															
7	408	猪苗代町															
7	421	会津坂下町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （ 2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設 ）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					期常 間勤 の（ 雇 用 の 定 め が な い 職 員 ）	用非 （ 期 間 の 定 め が あ る 職 員 ）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
7	422	湯川村															
7	423	柳津町															
7	444	三島町															
7	361	金山町															
7	446	昭和村															
7	447	会津美里町															
7	461	西郷村															
7	464	泉崎村															
7	465	中島村															
7	466	矢吹町															
7	481	棚倉町															
7	482	矢祭町															
7	483	塙町															
7	484	鮫川村															
7	501	石川町															
7	502	玉川村															
7	503	平田村															
7	504	浅川町															
7	505	古殿町															
7	521	三春町															
7	522	小野町															
7	541	広野町															
7	542	檜葉町															
7	543	富岡町															
7	544	川内村															
7	545	大熊町															
7	546	双葉町															
7	547	浪江町															
7	548	葛尾村															
7	561	新地町															
7	564	飯舘村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		13	0	0.0	17	0	0.0	46	0	0.0	47	1	2.1	6,117	227	3.7
7	201	福島市				1	0	0.0	2	0	0.0							865	57	6.6
7	202	会津若松市	2000年2月27日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							502	17	3.4
7	203	郡山市	2002年12月17日	郡山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							659	49	7.4
7	204	いわき市				1	0	0.0	2	0	0.0							529	10	1.9
7	205	白河市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	1	0.6
7	207	須賀川市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	2	1.7
7	208	喜多方市				1	0	0.0	1	0	0.0							272	3	1.1
7	209	相馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
7	210	二本松市				1	0	0.0	1	0	0.0							372	8	2.2
7	211	田村市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	1	1.0
7	212	南相馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							182	6	3.3
7	233	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							422	11	2.6
7	214	本宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	5	4.4
7	301	桑折町										1	0	0.0	1	1	100.0	50	0	0.0
7	303	国見町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	0	0.0
7	308	川俣町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	322	大玉村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
7	342	鏡石町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
7	344	天栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
7	362	下郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
7	364	檜枝岐村										1	0	0.0	0	0		0	0	
7	367	只見町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
7	368	南会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	2	2.1
7	402	北塩原村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
7	405	西会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	4	4.4
7	407	磐梯町										1	0	0.0	2	0	0.0	25	2	8.0
7	408	猪苗代町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	11	10.2
7	421	会津坂下町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	1	1.2
7	422	湯川村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
7	423	柳津町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
7	444	三島町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	361	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
7	446	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	447	会津美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	156	3	1.9
7	461	西郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	52	5	9.6
7	464	泉崎村										1	0	0.0	1	0	0.0	107	15	14.0
7	465	中島村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	1	9.1
7	466	矢吹町										1	0	0.0	1	0	0.0	96	7	7.3
7	481	棚倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
7	482	矢祭町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
7	483	塙町										1	0	0.0	0	0		43	0	0.0
7	484	鮫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
7	501	石川町										1	0	0.0	0	0		39	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
7	502	玉川村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
7	503	平田村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	504	浅川町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
7	505	古殿町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	521	三春町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
7	522	小野町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
7	541	広野町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7
7	542	檜葉町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	1	5.6
7	543	富岡町										1	0	0.0	2	0	0.0	27	1	3.7
7	544	川内村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
7	545	大熊町										1	0	0.0	2	0	0.0	21	1	4.8
7	546	双葉町										1	0	0.0	2	0	0.0	17	0	0.0
7	547	浪江町										1	0	0.0	2	0	0.0	49	0	0.0
7	548	葛尾村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	561	新地町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	564	飯舘村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード				1	2024年4月1日				2	その他																											
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード									
		問8-1				問8-2																(再掲)市町村防災会議(委員のみ)				(再掲)市町村防災会議(会長を含む)											
		目標値	目標達成期限	目標値		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)					審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
		(%)																																			
7	201	福島市	40.0	2026年3月		56	56	898	335	37.3	法令及び条例にもとづく	20	20	563	206	36.6	6	6	46	12	26.1	34	7	20.6	35	7	20.0	1				1			1		
7	202	会津若松市	30.0	2027年3月		45	32	400	119	29.8	法律又は条例により設置されている審議会等	33	32	400	119	29.8	6	4	37	6	16.2	51	8	15.7	52	8	15.4	1				1			1		
7	203	郡山市	40.0	2026年3月		63	54	795	269	33.8	法律または政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	57	50	754	261	34.6	6	4	41	8	19.5	49	7	14.3	50	7	14.0	1				1			1		
7	204	いわき市	40.0	2025年4月		78	72	1,192	362	30.4	法律または政令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	48	45	871	254	29.2	6	6	46	11	23.9	38	8	21.1	39	8	20.5	1				1			2	2024年5月1日	
7	205	白河市	40.0		40%以上(期限無し)	44	39	562	163	29.0	法律又は条例により設置されている審議会等	44	39	562	163	29.0	6	4	41	5	12.2	30	0	0.0	31	0	0.0	1				1			1		
7	207	須賀川市	35.0	2025年3月		31	26	408	94	23.0	・法律又は条例により設置されている審議会等 ・法律により設置されている委員会等	26	23	374	88	23.5	5	3	34	6	17.6	28	0	0.0	29	0	0.0	1				1			1		
7	208	喜多方市	40.0	2027年3月		105	65	938	252	26.9	・地方自治法(第203条の3)に基づく広域の審議会を除く審議会、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	16	11	211	79	37.4	5	2	33	3	9.1						2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日			
7	209	相馬市	40.0	2027年3月		46	36	642	133	20.7		21	19	321	54	16.8	5	3	27	4	14.8	34	4	11.8	35	4	11.4	1				1			1		
7	210	二本松市	30.0	2027年3月		37	25	839	112	13.3	PTA、保護者会、行政区を含めたあらゆる分野における政策・方針決定過程の場	24	16	268	70	26.1	5	2	54	5	9.3	29	6	20.7	30	6	20.0	1				1			1		
7	211	田村市	30.0	2029年3月		21	17	335	78	23.3	地方自治法(第202条の3)に基づく広域の審議会を除く審議会	21	17	308	73	23.7	5	3	34	5	14.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1				1			1		
7	212	南相馬市	40.0	2026年3月	法律または法令により設置されている審議会等	30	24	392	97	24.7	法律または法令により設置されている審議会等	30	24	392	97	24.7	5	3	32	5	15.6	31	4	12.9	32	4	12.5	1				1			1		
7	233	伊達市	30.0	2028年3月		33	29	431	85	19.7	地方自治法(203条の3)に基づく審議会等、地方自治法(180条の5)に基づく委員会等	28	26	375	78	20.8	5	3	56	7	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1				1			1		
7	214	本宮市	40.0	2025年3月		20	19	217	60	27.6	1、2、3	15	15	192	53	27.6	5	4	25	7	28.0	22	4	18.2	23	4	17.4	1				1			1		
7	301	桑折町	30.0	2032年3月		15	12	174	33	19.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	18	16	196	45	23.0	4	2	21	3	14.3	28	1	3.6	29	1	3.4	1				1			1		
7	303	国見町	25%以上	2031年3月	西暦2030年度/25%以上	10	10	137	45	32.8		10	10	137	45	32.8	5	2	21	5	23.8	20	1	5.0	21	1	4.8	2	2021年3月	1			1			1	
7	308	川俣町	41.0	2030年3月		17	12	237	38	16.0	法令または条例により設置されている審議会等	15	13	217	54	24.9	5	5	21	6	28.6	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2030年3月31日	1			1			1	
7	322	大玉村				0	0	0	0			22	19	292	62	21.2	4	3	18	4	22.2	16	0	0.0	17	0	0.0	1				1			1		
7	342	鏡石町				0	0	0	0			10	6	94	29	30.9	5	3	23	5	21.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1				1			1		
7	344	天栄村				8	0	0	0			8	7	157	10	6.4	5	1	32	1	3.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1				1			1		
7	362	下郷町	25.0	2026年3月		9	9	136	21	15.4	法律または政令により設置されている懇談会	9	9	136	21	15.4	4	1	22	1	4.5	22	1	4.5	23	1	4.3	1				1			1		
7	364	楡枝岐村				0	0	0	0			5	3	42	5	11.9	5	2	18	3	16.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1				1			1		
7	367	只見町				0	0	0	0			8	7	146	47	32.2	5	3	25	4	16.0						1				1			1			
7	368	南会津町	30.0	2027年3月		23	15	254	58	22.8	法令または政令、条例により設置されている審議会等	18	12	228	55	24.1	5	3	26	3	11.5	13	0	0.0	14	0	0.0	1				1			1		
7	402	北塩原村	20.0	2027年3月		11	7	160	23	14.4	法令または条例により定められている審議会等	10	7	136	23	16.9	4	1	13	2	15.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1				1			1		
7	405	西会津町				0	0	0	0			6	5	115	39	33.9	5	2	36	3	8.3	20	2	10.0	21	2	9.5	1				1			1		
7	407	磐梯町				0	0	0	0			11	8	107	25	23.4	5	4	25	4	16.0						1				1			1			
7	408	猪苗代町	25.0	2026年3月		29	25	384	73	19.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	28	24	377	72	19.1	5	3	25	4	16.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1				1			1		
7	421	会津坂下町	30.0		達成期間を設けていない	10	8	120	21	17.5		10	8	120	21	17.5	5	2	23	4	17.4	34	3	8.8	35	3	8.6	1				1			1		
7	422	湯川村				0	0	0	0			11	9	132	26	19.7	5	2	29	6	20.7						1				1			1			
7	423	柳津町				0	0	0	0			4	3	30	6	20.0	5	3	22	4	18.2						1				1			1			
7	444	三島町				0	0	0	0			7	4	57	17	29.8	5	3	20	5	25.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1				1			1		
7	361	金山町				0</																															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)						審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員
														7	7	148	46	31.1	6	1	52	3	5.8						
		福島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		会津若松市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		郡山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		いわき市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白河市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		須賀川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		喜多方市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		相馬市												2	2	32	12	37.5	0	0	0	0	0.0						
		二本松市												3	3	93	24	25.8	0	0	0	0	0.0						
		田村市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南相馬市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊達市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		本宮市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		桑折町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		国見町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川俣町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大玉村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鏡石町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天栄村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		檜枝岐村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		只見町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南会津町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北塩原村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西会津町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		磐梯町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		猪苗代町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		会津坂下町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		湯川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		柳津町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		金山町												0	0	0	0	0.0	6	1	52	3	5.8						
		昭和村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		会津美里町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西郷村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		泉崎村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中島村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		矢吹町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		棚倉町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		矢祭町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		塙町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鮫川村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		石川町												2	2	23	10	43.5	0	0	0	0	0.0						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)				
		玉川村													0	0	0	0	0.0											
		平田村													0	0	0	0	0.0											
		浅川町													0	0	0	0	0.0											
		古殿町													0	0	0	0	0.0											
		三春町													0	0	0	0	0.0											
		小野町													0	0	0	0	0.0											
		広野町													0	0	0	0	0.0											
		檜葉町													0	0	0	0	0.0											
		富岡町													0	0	0	0	0.0											
		川内村													0	0	0	0	0.0											
		大熊町													0	0	0	0	0.0											
		双葉町													0	0	0	0	0.0											
		浪江町													0	0	0	0	0.0											
		葛尾村													0	0	0	0	0.0											
		新地町													0	0	0	0	0.0											
		飯舘村													0	0	0	0	0.0											

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職					係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						管理職総数	うち女性管理職数				女性比率(%)	女性比率(%)				女性比率(%)	女性比率(%)				女性比率(%)	女性比率(%)				女性比率(%)								女性比率(%)	女性比率(%)								女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)</

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																		
議 会 名																		
問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。																		
問12－2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。																		
問12－3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。																		
問12－4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。																		
問12－5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。																		
問12－6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。																		
問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）																		
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。																		
左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。																		
議 会 名																		
1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。																		
1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。																		
1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																		
1. あり 2. なし 3. その他																		
その他 具体例																		
配偶者の 出産																		
育児																		
家族の 看護																		
家族の 介護																		
疾病																		
その他																		
17	1の合計	48	1	44		1			42	42	42	42	40	36				
9	2の合計	4	37	4				47	5	5	5	5	9	6				
5	3の合計	2	6					0	0	0	0	0	0	0				
28	4の合計	5	4						12	12	12	12	10	17				
7	201	福島市	2	福島市議会	1	2	1	福島市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
7	202	会津若松市	1	会津若松市議会	1	3	1	会津若松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	203	郡山市	1	郡山市議会	1	2	1	郡山市議会会議規則、郡山市議会委員会条例 ・郡山市議会会議規則第2条2「議員は、出産のため欠席するときは出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (1) 対外的にも使用されるが、議員の氏名が記載されているのみで、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に議員の同一性を確認できるもの (3) 議員の権利又は義務に係る文書等で、容易に議員の同一性を確認できるもの (4) 前3号に掲げるもののほか当該文書等を所管する所属長等が適当と認めるもの	2				1	1	1	1	1	1
7	204	いわき市	3	いわき市議会	1	2	1	いわき市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	205	白河市	3	白河市議会	1	3	1	白河市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	207	須賀川市	2	須賀川市議会	1	2	1	須賀川市議会規則 第3条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	208	喜多方市	1	喜多方市議会	1	2	1	喜多方市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第3条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	209	相馬市	4	相馬市議会	1	2	1	相馬市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 市	市 区	府 町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
						問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県 村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
コ コ	村																			
イ イ	村																			
ド ド	名																			
7	210	二本松市	1	二本松市服務規程 第21条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。))を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに申し出なければならない。	二本松市議会	1	2	1	二本松市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	211	田村市	4		田村市議会	1	2	1	田村市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	212	南相馬市	1	南相馬市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。))が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	南相馬市議会	1	2	1	南相馬市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	213	伊達市	3		伊達市議会	1	2	1	①伊達市議会会議規則 ②伊達市議会委員会条例 ①第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	214	本宮市	1	本宮市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、社会活動の継続性を保持し働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	本宮市議会	1	2	1	本宮市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	301	桑折町	4		桑折町議会	1	2	1	桑折町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	303	国見町	4		国見町議会	4							4	4	4	4	4	4	4	
7	308	川俣町	4		川俣町議会	3							4	4	4	4	4	4	4	
7	322	大玉村	4		大玉村議会	1	2	1	大玉村議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から、当該出産日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7	342	鏡石町	4		鏡石町議会	1	3	1	鏡石町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4	
7	344	天栄村	4		天栄村議会	1	1	2		2			2	2	2	2	2	2	4	
7	362	下郷町	4		下郷町議会	1	2	1	下郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				4	4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
			議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得すること可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例									
7	364	檜枝岐村	4	檜枝岐村議会	1	2	1	檜枝岐村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(宿所または連絡所の届出)	2			1	1	1	1	1	1
7	367	只見町	3	只見町議会	2							2	2	2	2	2	2
7	368	南会津町	4	南会津町議会	1	2	1	南会津町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	402	北塩原村	4	北塩原村議会	1	2	1	北塩原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	2	2
7	405	西会津町	2	西会津町議会	1	3	1	西会津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	407	磐梯町	1	磐梯町議会	1	3	2		2			1	1	1	1	1	1
7	408	猪苗代町	4	猪苗代町議会	1	2	1	猪苗代町議会会議規則 第二条 議員は公務、傷病、出産、育児、会議、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日の後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	2
7	421	会津坂下町	1	会津坂下町議会 (旧姓の使用) 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	1	2	1	会津坂下町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	422	湯川村	4	湯川村議会	1	2	1	湯川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
7	423	柳津町	4	柳津村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	4
7	444	三島町	4	三島町議会	4							4	4	4	4	4	4
7	445	金山町	4	金山町議会	3							2	2	2	2	2	2
7	446	昭和村	2	昭和村議会	2							4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬については減額はないか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具 体 例		配偶者の 出 産	育 児	家族の 看護	家族の 介護	疾 病	その他						
7	447	会津美里町	1	会津美里町職員の旧姓使用に関する規程 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	会津美里町議会	1	2	1	会津美里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	461	西郷村	1	西郷村職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	西郷村議会	1	2	1	西郷村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	464	泉崎村	1	泉崎村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	泉崎村議会	1	2	1	泉崎村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
7	465	中島村	1	中島村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、村長の承認を受け、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職員遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	中島村議会	1	2	1	中島村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないとき、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日あでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	466	矢吹町	4		矢吹町議会	1	4	1	矢吹町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
7	481	棚倉町	1	棚倉町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	棚倉町議会	1	2	1	棚倉町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	482	矢祭町	1	矢祭町職員旧姓使用取扱要項 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	矢祭町議会	1	2	1	矢祭町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補、その他やむを得ない事由のため出席できない時は、その理由を付け、当日の会議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	483	堀町	4		堀町議会	1	2	1	堀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
7	484	鮫川村	2		鮫川村議会	2			石川町議会会議規則					2	2	2	2	2	2
7	501	石川町	4		石川町議会	1	3	1	第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後3週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2				1	1	1	1	1	1
7	502	玉川村	2		玉川村議会	1	2	1	玉川村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			
左記で、1. を選択した場合 該部分の条文(本文)を記入してください。			
議 会 名			
1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。			
1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。			
1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。			
問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。			
1. あり 2. なし 3. その他			
その他 具体例			
議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)			
配偶者の 出産			
育児			
家族の 看護			
家族の 介護			
疾病			
その他			
7	503	平田村	4
7	504	浅川町	4
7	505	古殿町	4
7	521	三春町	1
7	522	小野町	4
7	541	広野町	4
7	542	檜葉町	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
			問11-1～3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他 その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
7	544	川内村	2		川内村議会	4							4	4	4	4	4	4	
7	545	大熊町	2		大熊町議会	1	2	1	大熊町議会会則 第2条 2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
7	546	双葉町	2		双葉町議会	1	2	1	双葉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
7	547	浪江町	3		浪江町議会	1	2	1	浪江町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1	
7	548	葛尾村	4		葛尾村議会	4							4	4	4	4	4	4	
7	561	新地町	4		新地町議会	1	2	1	新地町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
7	564	飯館村	1	飯館村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、輕易な文書等で法令等にふれるおそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 別表(第2条関係) 1旧姓使用の範囲について (1)基本的な考え方 旧姓を使用できるのは、法律等にふれるおそれのない範囲内において、専ら組織内部で使用され、職務遂行上支障がないと認められる文書とする。	相馬郡飯館村議会	4							4	4	4	4	2	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント規定等に関する規定(倫理規定等)が設置している	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在はい研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在はい研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			7 207 須賀川市	4	2	3							3	0	3	4		喜多方市議会議員旧姓使用取扱要綱	なし
		7 208 喜多方市	4	4	3						3	0	3	1	(承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。		1	第8 男女共同参画等の視点に基づく避難所運営の推進 市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
		7 209 相馬市	4	4	1			3	令和6年度福島県市議会議員研修会「政治分野のハラスメントの防止に向けて」を議員全員で受講		1	1	3	1	相馬市議会議員の身上等の届出に関する要領 (通称名使用届等) 第3条 前条の規定により届出た氏名に替えて通称名を使用する場合は、通称名使用届(様式第2号)により届け出なければならない。	なし	2		
		7 210 二本松市	4	4	3						3	0	3	4			なし	2	
		7 211 田村市	4	2	3						3	0	3	4			なし	3	
		7 212 南相馬市	4	4	1	1			南相馬市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		1	1	3	2		なし	1	南相馬市地域防災計画 市(生涯学習課)は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	
		7 213 伊達市	4	4	3						1	1	3	4		なし	2		
		7 214 本宮市	4	4	3						3	0	3	3		なし	2		
		7 301 桑折町	4	4	1			3	関連するパンフレットを配布し、周知している		3	0	3	3		なし	3		
		7 303 国見町	4	2	3						3	0	3	4		なし	3		
		7 308 川俣町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 322 大玉村	4	4	2						2	2	2	4		なし	2		
		7 342 鏡石町	4	4	2						2	3	3	4		なし	2		
		7 344 天栄村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 362 下郷町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 364 檜枝岐村	4	2	3						3	0	3	4		なし	1	檜枝岐村地域防災計画 男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。	
		7 367 只見町	4	4	3						2	2	3	4		なし	2		
		7 368 南会津町	4	4	2						2	3	3	4		なし	2		
		7 402 北塩原村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 405 西会津町	4	4	1			2			1	2	3	4		なし	3		
		7 407 磐梯町	4	4	3						1	2	3	3		なし	2		
		7 408 猪苗代町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 421 会津坂下町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 422 湯川村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2		
		7 423 柳津町	4	4	2						3	0	3	4		なし	3		
		7 444 三島町	4	4	3						2	2	2	4		なし	2		
		7 445 金山町	4	4	3						3	0	3	4		なし	3		
		7 446 昭和村	4	4	3						3	0	3	2		なし	3		

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道	府	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
府	町	村	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ
ド	ド	名																
7	447	会津美里町	4	4	1	1				会津美里町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準)第4条(4) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合にあっても、他の者が不快に感じるセクシャル・ハラスメント等人権を侵害するおそれのある言動又は行為をしてはならない。	1	3	3	3		なし	2	
7	461	西郷村	4	4	2						2	2	2	4		なし	1	西郷村地域防災計画 震災対策編・風水害対策編 第1章総則 第1節 計画の目的及び方針 第3 計画の基本方針 4 多様性への配慮 「大規模災害においては、避難生活、物資の供給等において、高齢者、障がい者、女性、妊産婦、乳幼児等、様々な方々への配慮が必要となる。そのため、男女共同参画のみならず、多種多様な方々への参画により、被災者のニーズに配慮した災害対策を進める。」
7	464	泉崎村	4	4	3						3	0	3	4		なし	3	
7	465	中島村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	466	矢吹町	4	4	3						3	0	3	4		なし	1	矢吹町地域防災計画 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女へ7による巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
7	481	柳倉町	4	4	3						2	2	3	4		なし	2	
7	482	矢祭町	4	4	2						2	2	3	4		なし	2	
7	483	橋町	4	4	2						2	2	2	4		なし	2	
7	484	鮫川村	4	4	2						2	2	2	2		なし	2	
7	501	石川町	4	4	3						3	0	3	4		なし	1	石川町地域防災計画 一般災害対策編 第1章災害予防計画 第10節避難対策 第3 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進
7	502	玉川村	4	4	1		2				1	2	1	2		なし	2	
7	503	平田村	4	4	3						1	3	3	4		なし	2	
7	504	浅川町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	505	古殿町	4	4	2						2	2	2	4		なし	3	
7	521	三春町	4	1	3						3	0	3	4		なし	2	
7	522	小野町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	541	広野町	4	4	2						3	0	3	4		なし	3	
7	542	増葉町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	543	富岡町	4	4	3						3	0	3	4		なし	3	
7	544	川内村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	545	大熊町	4	4	3						1	3	3	4		なし	2	
7	546	双葉町	4	2	3						3	0	3	4		なし	1	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画第11節 避難所の設置・運営 男女共同参画及び性的マイノリティの視点による避難所運営 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女・性的マイノリティの方・子育て家庭のニーズの違い等の多様な視点に配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。 【配慮した避難所運営の例】 (ア)トイレや更衣室は女性用・誰でも用・男性用を設置する。 (イ)物干し場は場所を、浴場は時間を区切るなど、個人や家族単位で使えるようする。 (ウ)田舎実態に応じた必要物資を配布する。 (エ)男女へ7による巡回警備や防犯ブザーの配布等、安全性を確保する。 (オ)各種支援団体と連携した相談窓口を設置する。
7	547	浪江町	3	4	1	1				浪江町議会政治倫理条例 第4条(8) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	2	2	4		なし	2	
7	548	葛尾村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	561	新地町	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	
7	564	飯館村	4	4	3						3	0	3	4		なし	2	